

## 『延喜式』と頒曆

*Engishiki and the "Distribution of the Calendars" (Hanreki)*  
KURAMOTO Kazuhiro

倉本一宏

はじめに

古記録というと、なんとなく朝廷から下賜された具注曆の空白行（「間明き」）に記録したものとイメージが強いが、実は朝廷が廷臣に曆を賜う頒曆は、十世紀前半からは行なわれなくなったとされている<sup>①</sup>。なお、頒曆というのは、たとえば、

令制では、中務省管下の陰陽寮に曆博士と曆生とが置かれ、造曆と技術者養成が行われ、毎年来年の曆を造って十一月一日中務省に送り、中務省が天皇に奏聞し、内外諸司にも給わった。後のもので見ると、この曆は具注曆といい、そのうち天皇に奏する曆を御曆、諸司に給うのを頒曆または人給曆という。

と言われているものである<sup>②</sup>。

この頒曆が絶えたため、古記録が盛行した摂関期では、記主が曆博士や陰陽師に料紙を渡して、間明きのある特注の具注曆を造らせたと書かれている（頒曆は一日一行で、間明きはなかったとされる）。頒曆が行

なわれなくなつてから、逆に平安貴族による古記録が増加するというのも、古代国家の変遷と考え併せると、これもまた興味深い現象である<sup>③</sup>。

本稿では、摂関期古記録の前段階である頒曆について、『延喜式』の諸条を分析したうえで、その変遷を考えてみたい。

### 一 『延喜式』以前の史料に見える頒曆

はじめに、『延喜式』の頒曆規定の前提となる諸史料を見てみよう。雑令・造曆条には、

凡陰陽寮、毎年預造来年曆。十一月一日、申送中務。中務奏聞、内外諸司、各給一本。並令年前至所在。

と、造曆とその頒布に関する規定がある。なお、雑令は『令集解』が残っており、造曆条は逸文も残されていないので、大宝令の規定は不明である。これによると、陰陽寮が毎年、来年の曆を造り、十一月一日に

中務省に申渡し、中務省が奏聞したうえで、内外の諸司に各一本を下給するとある。

本条に関して『令義解』は、

謂。被管寮司及郡司者、省国別写給。

としている。雑令・造曆条の「内外諸司」は省と国止まりであり、その被管にある寮・司や郡には、省や国が写して下給すると規定している。

この規定はその後受け継がれ、弘仁十一年（八二〇）に選進された『弘仁式』の逸文を見ると、太政官に、

其頒曆者、付少納言令給大臣。大臣転付弁官、令頒下内外諸司。

と（『小野宮年中行事』による）、陰陽寮に、

進曆者、具注御曆二卷（六月以前为上卷。七月以後為下卷。）、納漆函安漆案。頒曆一百六十六卷、納漆櫃著台、十一月一日至延政門外候。

や（『年中行事抄』による）、

具注御曆二卷（六月以前为上卷、七月以後為下卷。）。頒曆一百六十六卷、十一月一日至延政門外候。七曜曆、正月一日候承明門外。

と（『年中行事秘抄』による）、それぞれ見える<sup>4</sup>。御曆は二巻であり、一年を六月以前の上巻と七月以後の下巻に分けるとある。頒曆は百六十六巻である。

次いで弘仁十二年（八二二）に上奏された『内裏式』には、「十一月進御曆式」として、頒曆の具体的な次第が、次のように見える。

朔日中務率陰陽寮候延政門外（御曆盛函御机、頒曆御櫃。）。大舍人叩門闌司就版、奏云御曆進（牟止）中務省官姓名（謂輔以上。）。叩門故（爾）申勅曰令申。闌司伝宣云令申姓名。中務率陰陽寮昇机參入安庭中退出。中務独留奏進其詞云、中務省申（久）、陰陽寮（乃）供奉（礼留）其年（乃）御曆又人給曆進（楽久乎）申給（久止）申（無勅答。）。訖即退出。闌司二人入自左掖門、持御曆机安寶子敷上。即内侍持函奉覽。闌司便候南階西下（他皆効此。）。御覽訖闌司却机安本処、退出。侍臣喚内豎（旧例喚大舍人。）。内豎称唯立東庭侍臣宣喚少納言。称唯出喚之少納言入自日華門（内豎同用此門。）、立東庭侍臣宣進（礼留）曆太政官（爾）給（閉）。称唯令内豎荷曆櫃給大臣（自承和十年依右大臣宣闌司退出。即少納言率内豎六人入自日華門、令昇机而出省侍臣以下之机。）。

ここにはじめて、「人給曆」という語が見える。陰陽寮の造った御曆・頒曆を中務省が奉る由を奏上し、次いで御曆は天皇の許に奉られ、頒曆は太政官に下給されることが記されている。

貞観十四年（八七二）に官撰された『貞観儀式』（『儀式』）にも、「十一月一日進御曆儀」の具体的な次第が、次のように見える。

当日平旦中務率陰陽寮候延政門外。大舍人叩門如常。闌司就版奏云進御曆（止）。中務省輔姓名叩門故（爾）申勅曰令奏（与）。闌司伝宣云姓名令申姓名。輔承各一人寮頭助各一人昇御曆案。寮允属各一人昇頒曆櫃（若允属不足者。大舍人代之。）。共進入自日華門置於庭中寶上（御曆在北。頒曆在南。相去一丈許。）、退出。輔便留就版奏云、

中務省申（久）、陰陽寮供奉（礼留）其年（乃）御曆又人給曆進（良久乎）申給（波久止）申（無勅答）。訖即退出。闕司二人入自左掖門、昇御曆机安簀子敷上。即内侍持函奉覽。闕司便候南階西下奉覽。訖闕司却机安本処、退出。即少納言率内豎六人入自日華門、昇机退出。大臣即以頒曆賜太政官、転付弁官令頒下内外諸司。

『内裏式』の次第に加えて、頒曆が太政官から弁官に付されて、内外の諸司に頒下されたことが記されている。

## 二 『延喜式』に見える頒曆

それでは、これらを承けて規定された、『延喜式』に頒曆が見える諸条を考える。それは以下の諸条である。これ以前の諸規定にも見えた文言には、傍線を付すこととする。

### 太政官・新曆条 133

凡陰陽寮造新曆畢、中務省十一月一日奏進。其頒曆者、付少納言令給大臣。大臣転付弁官、令頒下内外諸司。

中務省が、陰陽寮の造った新曆を奏進する規定。少納言↓大臣↓弁官↓内外諸司という頒下の経路が示されている。雑令以来の十一月一日という奏進期日も明記されている。

### 中務省・元会点検条 4

凡賀正畢、乘輿御豊樂殿賜宴侍臣。省預点検次侍従以上（十六日准此）。掃部寮預設輔已下座於便処。省掌執版位、進当丞座前置之（去三文許）。五位以上就版受点。丞判命之。其参議以上八省卿、彈正尹、左右大弁、及三位已上、左右衛門、左右兵衛督、左右

近衛少将已上並遠点。其左右衛門、左右兵衛佐令府生已上申陪陣之由（余儀准此）。所司開豊樂、儀鸞西門。其後官人率陰陽寮、入自逢春門進七曜御曆。輔以上一人留奏進。其詞曰、中務省奏、陰陽寮供奉（礼留）其年七曜御曆進（良久乎）申賜（止）奏（無勅答。若親王任卿者、以進礼良久乎恐美恐美毛詞替進良久乎。他皆放此）。宴訖大少輔執札相分唱名、賜御被一条（事見儀式）。

元日朝賀における点検（参列者の確認）と七曜御曆の奏進についての規定。十一月一日の奏進が具注御曆・頒曆（人給曆）であるのに対し、正月元日の七曜御曆は天皇に奉るもの。

### 中務省・進曆条 32

凡十一月一日平旦、輔丞二人將陰陽寮進曆（事見儀式）。

進曆の日時（十一月一日寅刻）と、中務省の輔と丞の二人が陰陽寮を率いて曆を奏進することの規定。

### 中宮職・進曆条 25

凡十一月一日、陰陽寮進曆（納漆函安漆高案）。其日平旦、中務輔率寮官、候玄暉門外。進一人率省輔并寮官、入掖庭左門立御殿前。即出候南廊外。舍人四人便留昇案（進相副扶）。内侍率女孺等伝取。啓畢即以函案返給舍人。

陰陽寮による進曆の次第を規定したもの。時刻と内裏参入経路、奏進の順序が定められている。女孺による伝送はここにしか見えない。

### 大舍人寮・曆氷条 3

凡元日賜次侍従已上宴、豊楽儀鸞兩門開訖。闕司二人出自青綺門、分坐逢春門南北。舍人四人詣門外。第一者叩門曰、御曆進〔牟止〕中務省官姓名等門候〔止〕申。闕司就版奏。勅曰、令申。闕司還伝宣云、姓名等〔乎〕令申〔与〕。舍人称唯。所司奏進御曆。訖撤案。又舍人進叩門曰、氷様進〔牟止〕宮内省官姓名等門候〔止〕申。闕司奏之。舍人称唯如前。所司奏進亦同。訖膳部水部等取水様腹赤御贄退出。又舍人四人与少納言候同門外。大臣喚舍人二声。舍人共称唯〔余節准此〕、少納言替入〔事見儀式〕。

元日節会における御曆奏と氷様についての規定。闕司の関与が規定されているのは、『延喜式』ではこのみ。

### 陰陽寮・進曆条 3

凡進曆者、具注御曆二卷〔六月以前为上卷、七月以後為下卷〕、納漆函安漆案。頒曆一百六十六卷、納漆櫃著台。十一月一日至延政門外候〔中宮。東宮御曆供進准此〕。其七曜御曆、正月一日候承明門外〔並見儀式〕。

具注曆の進曆に関する規定。『弘仁式』逸文とほぼ同じ内容。具注曆の御曆は春夏・秋冬の二卷、七曜曆は一卷であるが、頒曆は一年分一巻のものが百六十六セットあった。道長の『御堂関白記』が一年分が二巻であったのは、御曆に准じたということになるか。

### 陰陽寮・造曆用度条 4

凡造曆用度者、御曆三卷〔二卷具注、一卷七曜〕料、上紙一百廿張〔請圖書寮。冊七張具注曆料、廿三張七曜曆料、五十張破損料。雖有閏月不加其料〕、麻紙四張〔標紙料。請内藏寮〕、上墨大

半廷〔請圖書寮〕、上朱沙三兩〔請藏人所〕、兔毛筆十二管〔請圖書寮〕、膠一兩〔請大藏省〕、花軸三枚〔請木工寮〕、白綺三条〔別長一尺六寸。請内侍所〕。中宮、東宮各二卷。其料亦准此〔破損料在御曆料五十張内〕。頒曆一百六十六卷料、紙二千六百五十六張〔卷別十六張。有閏月年卷別加二張〕、標紙料五十六張〔以一枚充三卷〕、草案料一百廿九張〔曆草廿四張、日度草十五張、月度草十五張、交蝕草五張、五星度草五十張、五星行草廿張〕、曆本三卷料九十張〔冊七張具注本料、廿四張七曜本料、十九張頒曆本料〕、墨十二廷半〔頒曆并草案料。以一廷充二百冊張〕、鹿毛筆九十八管〔已上紙筆墨並請圖書寮〕、糊料大豆三升三合〔請大炊寮〕、檜軸一百六十六枚〔請木工寮〕、竹十六株〔山城国所進〕、切統紙料机二前〔長四尺、広一尺八寸、厚三寸、高七寸。随損受木工寮〕、座料長畳四枚〔請掃部寮〕、砥一顆〔請大藏省〕。裝潢手冊卅五人、写御曆手冊五十五人〔竝圖書寮人〕。食米人別日一升六合、塩一勺六撮、醬滓二合、雜魚二合。写頒曆手冊一人〔諸司史生廿三人、内豎四人、大舍人四人。並不在給食之限〕。

右並具勘録。五月一日申省請受。  
黒漆函三合〔長各一尺二寸、広三寸八分、深二寸四分〕。  
黒漆机二脚

別足一脚〔長三尺、広尺三寸七分、高三尺〕。  
榻足一脚〔長三尺、広尺三寸、高三尺〕。

已上納御曆。

納頒曆赤漆韓櫃一合〔長二尺三寸、広一尺二寸、深一尺三寸。居黒漆筥形加枋〕。筥形謂韓櫃台也。

布綱三条〔一条長一丈二尺、広二寸四分、二条長各四尺六寸、広一寸二分〕。

右漆函等収寮庫。至奏日出用之。若有破損、申省修造。

造曆のための用度（必要な物品）の規定。

曆そのものでいうと、上紙が百二十張で、内訳は、具注曆二巻分に四十七張、七曜曆一卷分に二十三張、破損に備えて五十張というものである。一卷に上紙が二十三張、必要であったことがわかる。閏月があっても、その分は加えないとあるから、プレッシャーがかかったことであろう。

その他、標紙の分に麻紙四張（一張は予備か）、上墨を大半廷、上朱沙（朱書を記す分）を三両、兎毛筆を十二管、膠を一両、花軸を三枚、白綺（綾紋織の絹）を三条とある。中宮と東宮、各二巻の分も、これに准じるとある。

頒曆百六十六巻のためには、紙二千六百五十六張（一卷分として十六張。閏月がある年は、こちらは巻毎に二張を加える）、標紙の分に五十六張、草案の分に百二十九張（曆の草案に二十四張、太陽の位置の草案に十五張、月の位置の草案に十五張、日蝕・月蝕の草案に五張、五星（木・日・土・金・水）の位置の草案に十張、五星の動行（順行・逆行・伏行など）の草案に二十張）、曆本（具注曆や七曜曆の原本）三巻の分に九十張（具注本の分に四十七張、七曜本の分に二十四張、頒曆本の分に十九張）、墨十二廷半、鹿毛筆九十八管、糊の分に大豆三升三合、檜軸に百六十六枚、竹十六株が必要とある。机・畳・砥については省略する。

技術者として、表装・装幀を行なう装潢手四十五人、写御曆手五十五人が必要で、図書寮の人を用いる。食米は人毎に一日一升六合、塩一匁六撮、醬滓二合、雑魚（様々な魚）二合、下給された。ところが、写頒曆手三十一人は、諸司の史生二十三人と、内豎四人、大舍人四人を充てたが、これらには給食は行なわれなかった。

陰陽寮・曆本条 5

凡曆本進寮。具注御曆八月一日、七曜御曆十二月十一日、頒曆六月廿一日。並為期限。

御曆奏に先立つて、曆博士が具注曆や七曜曆の原本を作成して、陰陽寮に進上する期限を定めた規定。頒曆の原本は六月二十一日に進上しなければならぬというのは、かなり大変だったことであろう。

陰陽寮・中星曆条 7

凡中星曆者、八十二年一度造進。其用途者、博士臨事勘録進寮。寮即申省請充。

恒星の位置に関する天体曆を、八十二年に一度、造って進上するという規定。数世代に一回しか造られないのであるから、技術の伝習も大変だったことであろう。

式部省上・写曆手条 159

凡陰陽寮写曆書手者、簡取諸司史生充。其頒諸国曆者、省令朝集雑掌写之。

先ほど登場した、写頒曆手を簡定する規定。諸国に頒下する曆は朝集使の随員である雑掌に写させるといふことが見える。

春宮坊・進曆条 24

凡十一月一日、陰陽寮進曆。其日允以上二人率曆博士史生等、持安曆函案候西門外。坊官令舍人引迎。入就西細殿南。陰陽允以上共昇案、進立殿庭退出。主藏佑以上二人率舍人出自東細殿前、進昇案退

出。即暦収蔵人所。案還本寮。

東宮に御暦を供進する際の規定。天皇に進上する儀式に准じて行なうこととされている。

以上、『延喜式』に見える頒暦に関わる規定を並べてみた。『延喜式』が延喜五年（九〇五）から編纂され、延長五年（九二七）に完成した時点では、これらの規定は実際に行なわれていたのかもしれないが、康保四年（九六七）に施行された時点では、いかがであろうか。

なお、頒暦が百六十六巻ということは、どの範囲に頒下されたのであろうか。雑令・造暦条の「内外諸司」は省と国止まりであるが、原秀三郎氏は、さらに内外諸司以外にも配布されていた可能性を想定されている<sup>⑤</sup>。ただし、「内外諸司以外」というのが寮司以下の諸司を指すのか、官人個人を指すのか、明言されていない。藤本孝一氏は、諸司に頒つた後の半分の暦は廷臣にまで及んだと考えられなくもないと推測されたうえで、「今後の課題」とされている<sup>⑥</sup>。山下克明氏は、後に述べる『西宮記』の条文を勘案して、寮司へも頒暦が下給されていたうえ、官衙以外にも政務上、暦を備えることを必要とした殿舎・曹司などへも頒暦が給付された<sup>⑦</sup>と推測された。

省以上の官司と諸国を合わせても、七十数巻あれば足りたはずであり、残りの百巻近くは、何処に下給されたのであろうか。ここで官司のみならず、親王・后妃・公卿と寮司以下の官司に頒下された<sup>⑧</sup>と仮定すると、親王・内親王で十名程度、后妃が数名、公卿が二十名程度、『延喜式』に載せる官司が、官が二、省が八、職が四、台が一、寮が二十一、司が十、衛府が六、春宮坊が一、後宮十二司、国が六十六国二島、その他の官職が五ほどである。これらを合わせると百七十数巻になる。公卿以上の官人には、すべて行きわたったものと想定しても、ほぼ差しつかえない

いものと考えられよう。

次に『延喜式』以降の時代における頒暦の実態を伝える史料を考えてみたい。

### 三 『延喜式』以後の史料に見える頒暦

まず、源高明（延喜十四年（九一四）〜天元五年（九八二））によって原形が成立した『西宮記』には、卷一・年中行事・正月上・節会に、御暦奏に関する次第が見え、卷六・年中行事・十一月一日・陰陽寮進御暦に、

御暦奏（十一月儀。近衛開左腋。闌司參入奏。勅、令申「与」。闌司帰。中務、陰陽師、暦博士、昇曆案入自左腋、立版南一丈。頒暦在後、輔留奏云々。無勅答。退出。了闌司二人出自左腋、昇案立南階上西辺、自同階退下。内侍取函自御帳西奏覽、留置置机。内侍返置函、闌司登同階、昇机立本所退入。少納言内豎二人、入自日華門、立頒暦南、令昇机退出。百廿巻。六十巻弁官、十二巻内侍、卅八巻留局。天曆十四一、雨降。闌司執机、経安福、校書殿進、或付内侍所也。）。

と見える。問題なのは、頒暦という語は見えるものの、巻数が百二十巻と減じていることである。その内訳は、六十巻が弁官、十二巻が内侍、四十八巻は局（外記局）に留めるといふものである。

この条文を考察された山下氏は、弁官を通して寮・司を含む諸司に、内侍司を通して後宮十二司に、外記局を通して殿舎・曹司に、それぞれ給付されていたものの、諸国への給付は停止されていたものと推測された<sup>⑧</sup>。

いずれにせよ、これだと、公卿以下の官人のどれほどに頒下された

あろうか。少し不安になる内訳である。

次に『本朝世紀』天慶四年（九四一）十一月一日条には、

中務省率陰陽寮曆博士等依例候御曆頒曆。而今日天皇不御南殿。仍上卿仰外記、御曆即付内侍令奏。又頒曆進於局了。件頒曆、背先例其数只十一卷也。彼寮申云、所司称無紙、未行紙。仍且随有所書進也。相次又々可催進云々。

という記事がある。御曆奏の際、天皇の出御がなかったので、御曆は内侍に託して奏上し、頒曆は外記局に進上することとなったが、図書寮が料紙がないと称して陰陽寮に送らなかつたため、わずかに十一巻だけを造って進上したというものである。追って残りを申上するとは言っていないものの、その後の経緯は定かではない。

さらに『本朝世紀』正暦四年（九九三）十一月一日条では、

但人給曆辛櫃。此度不昇立。寮官申立。今年図書寮不度料紙、又不書進頒曆。仍不昇立也。甚為違例。

とある。図書寮が料紙を送ってこなかつたので頒曆はまったく造られなかつたというのである。この年の十一月一日は朔旦冬至であつて、曆法・儀礼上重視された年の御曆奏で頒曆がまったく進められなかつたということは、通常の御曆奏では頒曆の進上がすでに実質を失い、諸司頒下も停廢していたものと推測されている<sup>9)</sup>。

その後、中原師遠（承暦元年（一〇七七）—大治五年（一一三〇））の著わした『師遠年中行事』十一月朔日・中務省奏御曆事には、

付内侍所、曆給諸司。頒曆絶久無之。

と記されている。古記録が盛んに記されるようになった十世紀から十一世紀にかけて、諸司への頒曆は廃絶したことがわかる<sup>10)</sup>。官人への下給は、なおさらであろう。『延喜式』に規定されていたと思われる公卿への頒曆は、古記録を記す具注曆とは、まったく別種の曆であつたことがわかるのである。

#### 四 古記録の曆

では、平安貴族が古記録を記した具注曆は、どのような経緯で入手したものであろうか。そのヒントとなるのが、九条家本『延喜式』二十八の裏文書（東京国立博物館蔵）に残されている寛和二年（九八六）年末の具注曆である。そこには間明き一行が存在し、また朱書きの曆注が加えられている。これらは頒曆とは源流を異にする特徴であり、曆博士な<sup>11)</sup>いしは陰陽博士以外の者によって書き加えられた可能性が考えられている。朝廷から下賜された曆ではなく、すでに様々な経路から独自に曆を入手していることが想定されるのである。

そもそも、師輔の日記が『九曆』と称されているのも、『九条殿曆記』の略であり、師輔が具注曆に日記を記していたことの証左である。その『九条右丞相遺誠』に見える「日中行事」にも、朝起きた時の行動の中で、具注曆に日記を記録することについて、次のように記している。

：見曆知日吉兆。：次記昨日事（事多日々中可記之）。

後文には、日記の記録について、詳しい説明がある。

年中行事、略注付件曆。毎日視之次先知其事、兼以用意。又昨日公事。若私不得止事等、為備忽忘、又聊可注付件曆。但其中要枢公事、及君父所在事等、別以記之可備後鑑。

この暦の余白に記したものが暦記、別に記したものが別記ということになるであろう。

その他、古記録自体に、暦についてあれこれ推測できそうな記事がある。以下、それらを見ていくことにしよう。まずは『延喜式』に時代が近い『貞信公記』と『九曆』からである。

『貞信公記抄』延喜九年(九〇九)二月廿一日条

東宮始参入内裏(暦日注十死一生。私所記)。

東宮保明親王の内裏入観の記事であるが、その日は一切の大小事を忌む大悪日である十死一生日であったことが暦に注記してあったと、私(実頼)が後に追記している。暦注のある暦が、忠平の持っていたものか、実頼の持っていたもの(『清慎公記』を記したものか)かは、定かではない。

なお、『貞信公記抄』によれば、延喜二十年(九二〇)と承平元年(九三一)に御曆奏を行なっている。「如例」とあり、『延喜式』の規定に近い形で行なわれたものと推測される。

『九曆』にも、承平五年(九三五)、天曆三年(九四九)、天徳四年(九六〇)に御曆奏の記事が見える。これも「如例」とあり、少なくとも天皇に御曆を献上する儀式は行なわれていたようである。『権記』正暦四年(九九三)十一月一日にも、天曆九年(九五五)は雨儀であつて、御曆・番奏を内侍所に付したという記事が見える。

さて、時代は降り、いわゆる摂関期の古記録ではどうかであろうか。儀式としての御曆奏は、『小右記』では天元五年(九八二)正月一日条、寛和元年(九八五)正月一日条、正暦四年(九九三)十一月一日条、寛弘二年(一〇〇五)正月一日条、長和二年(一〇一三)正月一日条、長

和三年(一〇一四)十一月一日条、治安元年(一一〇二)正月一日条、治安二年(一一〇二)正月一日条、万寿元年(一一〇四)正月一日条、長元四年(一一〇三)十一月一日条、『権記』では長保二年(一一〇〇)正月一日条、寛弘元年(一一〇〇)十一月一日条、寛弘四年(一一〇七)十一月一日条、寛弘七年(一一〇一)十一月一日条、『御堂関白記』では寛弘三年(一一〇六)正月一日条、長和五年(一一〇六)十一月一日条、『左経記』では寛仁元年(一一〇七)十一月二日条、長元元年(一一〇二)正月一日条、長元四年十一月一日条、長元七年(一一〇三)十一月一日条、『春記』では長暦三年(一一〇三)十一月一日条に、それぞれ見えるのだが、その実態は如何であろうか。

たとえば『小右記』正暦四年十一月一日条には、

有御曆奏。中務輔留奏。關司二人拳案、立殿簀子。内侍執御曆、就御帳西頭奏之。關司昇案立元所。少納言・内豎等相率撤案。出自日華門。無人給曆辛櫃。失歟。

と記していて、人給曆(頒曆)の辛櫃がなかったことがわかる。実資はこれを失儀と非難しているが、この年だけなかったとは思えない。

あるいは『小右記』長和三年十一月一日条では、

右衛門督被過。退帰後、入夜被示送云、只今有内召。依御曆奏事。其作法鬱々者。報示畢。

とある。兄懐平から、御曆奏の作法が鬱々としたものであったという書状を得た実資が、それに返報しているという記事であるが、やはり儀式が先例どおりに行なわれなかったことを嘆いているのであろう。

『左経記』寛仁元年十一月二日条には、



中納言被命云、夜部御曆奏事参内。而依無殿上弁并藏人等、良久不奏御曆。仍差外記国儀申事由撰政殿。仰云、藏人頼宣令参、以其可令奏者。頃之参入。付其令奏。事甚非常者。

とある。すでに曆の奏上がほとんど行なわれなくなっていることがわかる。『小右記』万寿四年（二〇二七）正月一日条でも、

召大外記頼隆、問標・御曆・氷様・腹赤・卯杖等奏具不事。申云、中務・宮内輔等申障不参、至標早立了、御卯杖事可問宣者。

とあり、御曆を進上すべき中務省が不参であることによつて、奏上が行なわれなかったことがわかる。

造曆についてはいかがであろうか。『権記』長保二年九月二十六日条には、

又申、陰陽頭正邦宿禰今朝来所示、御曆造送期已過。是彼道申博士未任之由、不進之間、奏進之期漸以近々。若依彼道之懈怠、更蒙其責歟。仍予所申也。命云、早帰参令奏此旨。曆博士除目之次可任。然而依日次不宜、于今未被行京官召。今日以後無吉日。仰参入上卿可被任。即参入。令奏則隆。

という記事がある。曆博士が任じられていないので、御曆を送る期（八月一日）を過ぎても進上できないので、曆博士を任じられたいと、陰陽頭が申ししてきたのである。行成は早速に、小除目を行なつて曆博士を任じるよう一条天皇に奏上している。なお、参議不参によつて、行成が除目の執筆を奉仕し、曆博士が任じられている。

とりあえず天皇用の御曆は、この時期には必要とされていたのであろう。ただし、翌長保三年（二〇〇二）正月には御曆奏が行なわれたという史料はなく、実際に御曆が造られたかどうかは、定かではない。

個人としての貴族が造らせた具注曆について、ヒントとなる記事がある。すでに藤本氏・山下氏によつて紹介されているものであるが、『小右記』長和三年（二〇一四）十月二日条に、

陰陽師笠善任持来新曆（先日給料紙、）。賜疋絹（裏紙、）。

という記事がある。実資が陰陽師の笠善任に料紙幾くかを下給し、新曆を造らせていることがわかるものである。持つて来た善任に、実資は縁として紙に包んだ疋絹を下賜している。ここに見える笠善任というのは、この記事の他にはほとんど史料に登場しない陰陽師であり（他に『小右記』寛仁二年（一〇一八）三月廿二日条に、実資が衰日によつて葬事に関わらないことを占ったことが見えるのみ）、陰陽寮とかで枢要の地位にあつた者とは思えない。官人による個人的な曆の供給の様相が窺える例である。

また、これも藤本氏・山下氏が紹介されたものであるが、『小右記』治安三年（一〇二三）十一月十九日条に、

曆博士守道朝臣進曆（上・下、）。

という記事がある。曆博士賀茂守道が実資に上下二卷からなる曆を進上したというものである。この時、実資は右大臣に上つており、関白頼通の儀式顧問的立場に立っていた。『御堂関白記』の具注曆も造つていた著名な曆博士である守道によつて、御曆と同じ上下二卷の具注曆を造らせているのである。『小右記』の記事の量から考えると、これでも間明

きに記していたのではまったく足りないと思われるが。

『御堂関白記』でいうと、長和五年四月五日には、

吉平来申云、従守道許明年曆及草。付之見之、作宮・立柱・遷宮日  
等正四月間有宜日。又々吉見可申者。

という記事がある。陰陽博士安倍吉平が暦博士賀茂守道から明年の暦と草案を取り寄せて、内裏造宮に関わる日時を勘申しているというものである。この暦が後一条天皇に奏進する御暦なのか、道長に進上する具注暦なのかは不明であるが、道長が摂政であることを考えると、道長に進上する具注暦を、すでに前年の四月には作成し始めていたことが窺える。

時代が降ると、『後二条師通記』寛治六年（一〇九二）三月十六日条には、  
陰陽師道言賀茂朝臣奉曆下卷了。

と見える。陰陽師賀茂道言が暦の下巻を奉上してきたというものである。この時、師通は内大臣・左大将、二年後に関白に上る。撰関家嫡流は、上下二巻の具注暦を造らせていたのであろう。道言は当時は主計頭であったが、前官は陰陽頭兼曆博士で、造曆宣旨を蒙った人物であり、曆・陰陽両道の長老的存在であったとい<sup>12</sup>う。

さらに『殿曆』の年末の記事には、きわめて興味深い記事がある。ま  
ず康和五年（一一〇三）十二月廿九日条には、

已刻許陰陽師光平来。新曆持来也。開了。但新曆持来、おくまてみ  
はつる也。是故殿仰也。新曆持来時、軸本まで見了事、今年了見は  
つる儀歟。宿耀又同了。

とある。長治元年（一一〇四）十二月廿五日条には、

已時許陰陽師道言持来曆。取之乍二卷見奥。故殿仰也。

と、永久四年（一一二六）十二月廿九日条には、

午剋許陰陽師大炊頭光平持来曆。至十二月晦日見之。是先例也（コ  
トサラ二見）。見了光平退出。

とある。陰陽師賀茂光平や道言が新曆を持って来たので、忠実は二巻とも、奥の軸本まで開いて目を通したというのである。宿耀も同様にしたという。これは祖父の師実の仰せであり、撰関家の年末恒例の行事であったと推測される<sup>13</sup>。見終わるまで陰陽師が退出せずに伺候していたというのは、誤りを指摘されたら訂正するためだったのであろう。

このようにして、上級貴族は陰陽道・曆道官人から個人的に具注暦の供給を受けており、それが古記録を記す料紙となっていたのである。

### おわりに

以上、『延喜式』の暦の規定、特に頒曆についてと、撰関期の具注暦の供給について、史料を並べてきた。『延喜式』に規定された頒曆が絶えた後にも、王朝貴族たちは、その必要に応じて、曆博士や陰陽師たちに具注暦を注文し、何人かはそこに日記を記録してきたのである。

ほとんどの具注暦は、『延喜式』の頒曆と同じく、間明きのないものであったと思われる、そこに日記を記すには、様々な工夫を行なう必要があった。間明きのある具注暦でも、あれほど大量の記事を記録するには、何らかの工夫を要したことであろう。

彼らが具注暦に日記を記したことは、「曆記に見ゆ」「曆面に記し難

し」「曆裏に注す」「曆を引見するに」といった文言が頻出することからも明らかであるが、どのようにしてあれだけの記事を記録したのか、その詳細は今後の研究に俟たなければならない。

一つだけ付け加えておく。『御堂関白記』は、具注曆の間明きと紙背にのみ記事を書いた特異な古記録である。現存する自筆本には、紙を貼り継いだりした形跡はない。二行の間明きを持った、当時としては特異な具注曆に記したこと、記事が比較的少なかったことにもよるのであろう。『御堂関白記』自筆本の具注曆の料紙は、多い巻では三十二紙、少ない巻では二十三紙を貼り継いだものである。一紙あたりの行数は、二十二行から二十六行と、まちまちである。現存する自筆本の具注曆巻末には、すべて前年の「十一月一日」という日付が記されている。

『延喜式』の規定では、天皇に奏進する御曆三卷（内、二巻は具注曆、一巻は七曜曆）の料紙は百二十張、四十七張は具注曆（つまり巻別に二十三張半）、二十三張は七曜曆の分である。中宮・東宮への各二巻の料紙もこれに准じるとある。これに対し、頒曆百六十六巻の料紙は二千六百五十六張である、巻別に十六張とある。

となると、『御堂関白記』を記すための具注曆の料紙は、諸司・諸国・公卿に下賜する頒曆ではなく、天皇・中宮・東宮に奏進する御曆に准じたものであったことがわかる。現存する最古の自筆本は長徳四年（九九八）後半のものであるが、その具注曆の料紙は、二十六張を貼り継いだものである（次の長保二年前半、その次の寛弘元年前半は、ともに二十五張）。後年には准三宮となる道長であるが、最初の具注曆を注文した長徳三年（九九七）の時点では、自分の権力が永続するかどうかも不確定で、むしろ短期政権が予想されていたことを考えると、<sup>14</sup>『御堂関白記』は、その具注曆の料紙のみならず、記主の性格も、また特異なものであったことになる。

註

- (1) 山下克明「平安貴族社会と具注曆」〔臨川書店、二〇一七年〕。
- (2) 「曆」〔桃裕行氏執筆、「国史大辞典 第六卷」吉川弘文館、一九八五年〕。
- (3) 倉本一宏「日記が語る古代史」〔倉本一宏編「日本人にとって日記とは何か」臨川書店、二〇一六年〕。
- (4) 虎尾俊哉編「弘仁式貞観式逸文集」〔国書刊行会、一九九二年〕による。
- (5) 原秀三郎「静岡県城山遺跡出土の具注曆木簡について」〔木簡研究〕三、一九八一年〕。
- (6) 藤本孝一「頒曆と日記」〔『中世史料学叢論』思文閣出版、二〇〇九年、初出一九八一年〕。
- (7) 山下克明「頒曆制度の崩壊と曆家賀茂氏」〔『平安時代の宗教文化と陰陽道』岩田書院、一九九六年、初出一九八六年〕。
- (8) 山下克明「頒曆制度の崩壊と曆家賀茂氏」〔前掲〕。
- (9) 山下克明「頒曆制度の崩壊と曆家賀茂氏」〔前掲〕。
- (10) その後、朔旦冬至の年には、陰陽寮が御曆の案と人給曆の辛櫃を早くために若干の頒曆を造ったし、藤原頼長が久安元年（一一四五）に頒曆の諸司領下を再興したことがある〔『朔旦冬至部類記』所引「朝隆卿記」〕。
- (11) 岡田芳朗「具注曆と現存古曆の概要」〔『日本曆日総覧 具注曆篇 古代中期上』本の友社、一九九三年〕。
- (12) 山下克明「頒曆制度の崩壊と曆家賀茂氏」〔前掲〕。
- (13) 山下克明「頒曆制度の崩壊と曆家賀茂氏」〔前掲〕。
- (14) 倉本一宏「一条天皇」〔吉川弘文館、二〇〇三年〕。

（国際日本文化研究センター、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
 （二〇一八年九月一八日受付、二〇一九年二月六日審査終了）